

質 問 回 答

2023 年 8 月 28 日

「(案件名)東南アジアサイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日 ASEAN 能力向上プログラム強化プロジェクト」

(公示日:2023 年 8 月 16 日/調達管理番号:23a00433)について、質問と回答は以下の通りです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	P.7 9. 契約交渉権者決定の方法 (1)評価配点表以外の加点について 1)業務管理体制及び若手育成加点	シニア(46 歳以上)を 1 名も配置しない場合、若手育成加点の対象に該当しないのでしょうか。	若手育成加点は、若手人材(35～45歳)とシニア人材(46歳以上)によって業務管理グループが構成されている場合に該当します。
2	P. 第 2 章 特記仕様書 【2】特記仕様書 2. 本業務に係る実施方針及び留意事項 (5)AJCCBC プロジェクト、タイ側、参加者の負担事項	本項に記載されているものは、AJCCBC プロジェクト等が負担する内容であり、当方が調整しなくてもよい事項という理解で合っておりますでしょうか。	ご理解の通りです。契約締結後、Cyber SEA Game の準備が開始されましたら、AJCCBC プロジェクトより、プロジェクト・タイ側準備状況について共有いたします。
3	P.32 プロポーザル評価配点表	評価の方法として、「業務主任者のみ」の場合、「業務管理グループ」の場合の 2 パターンがあるように読める。「業務主任者のみ」の評価の場合、若手育成加点の対象に該当しなくなるのか。または、業務主任者が若手に該当	業務管理グループ(シニア(46 歳以上)と若手(35～45 歳))を構成した場合に限り、若手育成加点の

	3. 業務従事予定者の経験・能力	すれば加点の対象に含まれるのか。	対象となります。
4	P8 第2章 特記仕様書(案) 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点 1. 企画・提案を求める水準	「本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照」と記載がありますが、本案件の詳細計画策定調査報告書の所在(閲覧方法)についてご教授いただけますでしょうか。	詳細計画策定結果報告書等の関連資料として、「ASEAN 地域サイバーセキュリティとデジタルトラストサービスに関する日 ASEAN 能力向上プログラム強化プロジェクトプロジェクト計画事前調査結果 補足資料」を配布資料に追加いたします。STI・DX室(gpgsd@jica.go.jp)までご連絡をお願いします。
5	P9 第2章 特記仕様書(案) 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容	以下記載があります。 「現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。(中略) ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置(個人。法人に所属する個人も含む)(第3章「2.業務実施上の条件」参照)。 従い、現地再委託にて現地リソース(現地法人)を活用する際、その人件費を直接人件費の扱い(費用項目上、報酬に分類)とすることは可能でしょうか。	本案件では現地再委託は想定しておりません。仮に、現地再委託を行う場合は再委託費にて実施します。(直接人件費の扱いとはいたしません。)
6	P10 第2章 特記仕様書(案) 【1】本業務に係るプロポーザル作成上の	通番号2と関連して、国内再委託にて国内子会社を活用する際、その人件費を直接人件費の扱いとすること(費用項目上、報酬に分類)は可能でしょうか。	本案件では国内再委託費は想定しておりません。仮に、再委託を行う場合は再委託費にて実施します。費用項目上の報酬は業務従事者のみが対象です。

	留意点 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容		
7	P11 第2章 特記仕様書(案) 【2】 特記仕様書(案) 第4条 実施方針及び留意事項 2. 業務に係る実施方針及び留意事項 (2) Cyber SEA Game の企画・運営	「毎年作成する課題と回答は、事後、希望者が学習教材として参照できるよう整理、公開可能な内容にする」という記載がありますが、希望者というのは、SEA Game の参加者の中の希望者であり、公開は、この希望者を対象とするとの理解で正しいでしょうか。	「希望者」には、Cyber SEA Game 参加者以外も対象に含めることを想定しています。ただし、外部公開が難しい場合、外部公開により大幅に工数が増える場合等がある場合は、提案にて、その旨を記載ください。
8	P14 第2章 特記仕様書(案) 【2】 特記仕様書(案) 第6条 報告書等	Cyber SEA Game 実施報告書、事業完了報告書のページ数の目安がありましたら、ご教授頂けますでしょうか。	実施報告書、事業完了報告書とも第2章 特記仕様書(案) 【2】 特記仕様書(案) 第6条 報告書等に記載されている内容が網羅されていたら、ページ数の制限はございません。
9	P15 第2章 特記仕様書(案) 【2】 特記仕様書(案) 第6条 報告書等	JGA『デジタル化の促進』KPI 詳細についてご教授ください。 (https://www.jica.go.jp/activities/issues/digital/index.html でKPIに関する情報を見つけられませんでした。)	JGA『デジタル化の促進』KPI につきましては、クラスター事業戦略「サイバーセキュリティ」(cybersecurity.pdf (jica.go.jp)) 5.3. モニタリングの枠組み ア) モニタリング指標 代表定量指標 2. サイ

			バーセキュリティ・コア人材の育成数を想定しています。
10	P26 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 1. プロポーザルに記載されるべき事項	評価対象とする業務従事者のうち、CS 技術講師について国内再委託先の人員を配備することは可能でしょうか。	No.6 と同様に評価対象とする業務従事者の再委託契約は認めておりません。補強として貴社と雇用関係にない要員を配置することは可能です。詳細は、『コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン』4)要員計画 P.6 を参照ください。
11	P29 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項	見積作成にあたり参照する「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」にて、直接経費は合意単価方式と実支出精算方式がある旨記載されておりますが、本案件において合意単価方式は適用されるでしょうか。 (関連して本案件は従来型企画競争、QCBS 企画競争のどちらになるでしょうか。)	本案件は合意単価の対象外です。
12	P30 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項	別見積もり(評価対象外)の中に、1)旅費(航空賃及び2)旅費((その他:戦争特約保険料)がありますが、旅費の一部となる宿泊費/日当も同じく別見積もりとなりますでしょうか。又は旅費の宿泊費/日当は本見積りに含めるのでしょうか。	旅費(その他)の日当/宿泊費は本見積りに含みます。
13	P30 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項 4. 見積書作成にかかる留意事項	SEAGame 優勝チームの本邦研修のための旅費(航空賃、日当、宿泊費)は、受注コンサルタント業務範囲(定額計上及び別見積もり)に含まないとの理解ですが、正しいでしょうか。	Cyber SEA Game 優勝チームの本邦研修にかかる旅費(航空賃、日当、宿泊費等)は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に記載のとおり、JICA

			が対応します。
--	--	--	---------

以上